

地域住民みんなで行きあえる安心できるまちづくり

静岡県災害時要援護者避難支援制度

1 はじめに

静岡県では、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がいのある方などの災害時要援護者の皆さまに、すみやかに避難していただくため「静岡県災害時要援護者避難支援プラン」を策定しました。

これは、それぞれの地域における自助（自分の身は自分で守る）及び共助（助け合い）を基本とした要援護者の支援体制を整備して、安心して暮らせるまちづくり・地域づくりを目指すものです。

2 災害時要援護者避難支援制度とは？

高齢者や障がいのある方など、災害時の避難に手助けを必要とする方（災害時要援護者）を自主防災組織（自治会・町内会）などの地域住民が主体的に支援をしていく制度です。

3 対象となる方は？

次の①から⑧までのいずれかに該当する方のうち、災害時に他者の手助けがなければ避難できない在宅の方で、かつ、家族等による必要な手助けを受けることのできない方を対象とします。

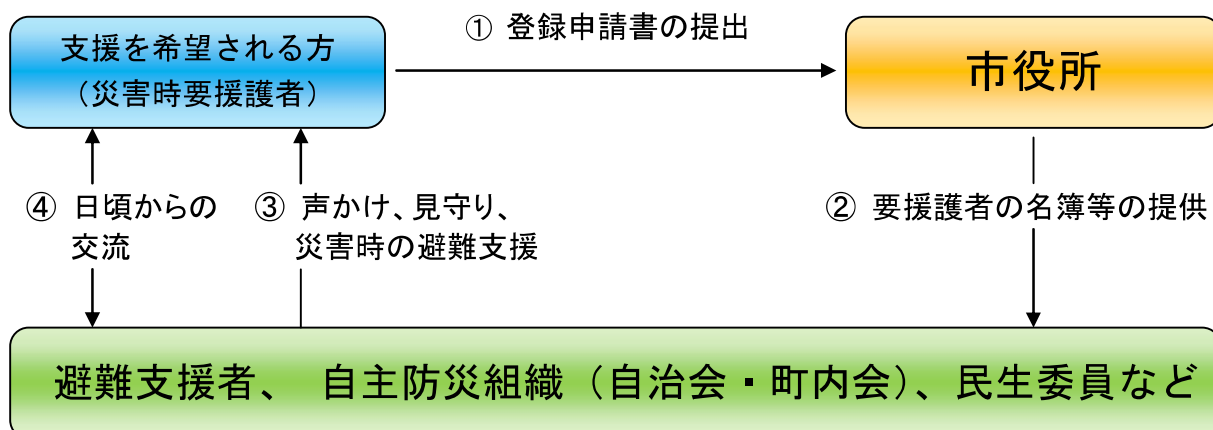
支援を受けるためには、あらかじめ必要な個人情報を自主防災組織などに提供することに同意していただく必要があります。

※ 施設等に長期で入所している方は、対象にはなりません。

- ① 65歳以上の高齢者のみの世帯又はひとり暮らしの高齢者の方
- ② 要介護認定を受けている方
- ③ 身体障害者手帳の交付を受けている方
- ④ 療育手帳の交付を受けている方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ⑥ 指定難病・特定疾患・小児慢性特定疾病の医療費支給認定を受けている難病患者の方
- ⑦ 乳幼児が3人以上いる世帯の世帯主の方
- ⑧ ①～⑦以外の理由で避難支援が必要な方



4 災害時要援護者避難支援制度のしくみとは？



災害時に要援護者をすみやかに避難支援するためには、まず最初にどこでどんな人が支援を必要としているかという情報を集めなければなりません。

災害時の支援を希望される方は、制度の趣旨をご理解いただいたうえで、登録申請書に必要事項を記入して提出してください。

市では、いただいた情報を元に各地域の要援護者の名簿等を作成し、地域の自主防災組織（自治会・町内会）と民生委員児童委員協議会に支援に必要な情報を提供します。

自主防災組織などの避難支援組織は、その情報を元に平常時の声かけや見守り、災害時の安否確認および避難支援などを行います。

5 避難支援者となるのは？

災害が起きた時に、要援護者のもとにかけつけることができる隣近所の人、自主防災組織（自治会・町内会）など、地域で一緒に暮らす人たちです。

避難支援者には、できる範囲での支援をお願いするものであるため、災害時の避難支援において義務や責任を伴うものではありません。



6 登録の申し込みは、どこでどんなことをすればいいの？

登録申請書に必要事項を記入して提出してください。その際に、あなたが登録申請書に書いた内容（個人情報）を自主防災組織（自治会・町内会）と民生委員児童委員協議会へ提供することに同意していただきます。

登録申請書の入手方法については、市からの郵送のほか、民生委員が訪問する際に持参したり、市福祉総務課（静岡庁舎14階）、各区役所生活支援課などの窓口、市ホームページでも入手することができます。窓口の職員にお気軽に声をおかけください。

7 どんな個人情報を登録するの？

氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、家族構成、緊急時の家族の連絡先、その他支援活動を円滑に進めるために必要な個人情報です。

8 よくある質問

<質問> 登録の受け付けはいつまでですか？

<回答> 特に期限は定めていません。ご自身に支援が必要だと思われたら登録してください。

<質問> 登録した個人情報の廃止(変更)はどうすればいいですか？

<回答> 市の登録申請書の配布窓口で登録廃止(変更)の手続きをすることができます。詳しくは、窓口の職員にお問い合わせください。

<質問> 登録した個人情報が悪用されることはありませんか？

<回答> 個人情報の取扱いについては、個人情報の漏えいや紛失等がないよう、個人情報の取扱いについての協定書を締結したうえで、自主防災組織(自治会・町内会)、民生委員に適切に管理していただきます。

<質問> 登録しないと助けてもらえないのですか？登録すれば必ず助けてもらえますか？

<回答> この制度の登録に関わらず、被災者は救助されますが、事前に要援護者として登録していただくことで、避難の援助や安否確認をよりすみやかに行うことが可能です。しかしながら、災害時には避難支援組織の方々も被災しますので、必ず支援を受けることができるとは限りません。

<質問> 避難支援者はどうやって決めるのですか？

<回答> 自主防災組織が中心となって決めていただきます。できるだけ身近で長期にわたって引き受けることができる方から複数選定していただきます。ただし、場合によっては自治会・町内会の班や組単位で見守り体制をとる場合も考えられます。

＜質問＞ 避難支援者にはどんな義務や責任が発生するのですか？

＜回答＞ この制度は地域のみなさまの協力によって成り立つものです。善意と共助の精神に基づくものであるため、避難支援者に災害時の義務や責任が伴うものではありません。ご自身やご家族の方の安全を確保したうえで、身のまわりの手助けを必要としている人に対して、できる範囲で支援していただけるようお願いいたします。

＜質問＞ なぜ地域住民に助けを求めるのですか？

＜回答＞ 災害時には、消防や警察をはじめとする公的機関が、住民の避難誘導などさまざまな支援活動を行いますが、それだけでは十分ではありません。災害の規模が大きいほどその被害は大きくなり、公的機関の支援能力が低下する一方で、支援を必要とする人が多くなります。

そのような事態においても、地域の人々が共助の精神に基づいて、要援護者に支援の手を差し伸べることが、ひとりでも多くの人の命を救うことにつながります。

9 地域のみなさまへのお願い

- ① この制度の登録は、義務ではありません。また、この制度に登録したからといって必ずしも災害時に支援が受けられるとは限りません。要援護者の方も自助の意識を持ち、できる限りの備えをしてください。
- ② この制度は、地域の助け合いにより、少しでも災害時の被害を減らすことが目的です。災害時のみならず普段からお互いに助け合う地域づくりにご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ先】

※ 制度全般に関すること

〒420-8602(静岡庁舎 14 階) 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市役所 保健福祉長寿局 健康福祉部 福祉総務課
電話 054-221-1366 FAX 054-221-1091

※ 窓口での受け付けに関すること

葵区役所 葵福祉事務所 生活支援課
電話 054-221-1080 FAX 054-251-1090

駿河区役所 駿河福祉事務所 生活支援課
電話 054-287-8656 FAX 054-287-8804

清水区役所 清水福祉事務所 生活支援課
電話 054-354-2205 FAX 054-352-9221